

守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務

(2) 業務内容

別紙、守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

3 見積上限額

金 377,950,000 円（消費税および地方消費税を含まない）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| ・実施要項、募集要項発表 | 令和 7 年 7 月 16 日（水）（予定） |
| ・質問締め切り      | 7 月 28 日（月）（予定）        |
| ・質問回答        | 7 月 31 日（木）（予定）        |
| ・提案書提出期限     | 8 月 18 日（月）（予定）        |
| ・書類審査結果通知発送  | 8 月 20 日（水）（予定）        |
| ・プレゼンテーション実施 | 8 月 28 日（木）（予定）        |
| ・審査結果通知発送    | 9 月 1 日（月）（予定）         |

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 業種

令和7年度守山市役務委託等業者登録名簿に掲載されている上下水道施設等維持管理・運転管理の業種のうち、「浄水場部門」に登録されている者

(8) 実績

平成27年4月1日以降、国、地方公共団体または公共法人が発注し、元請（単体）として公告日の前日までに誠実に完了し引渡し済の次の要件を満たす業務の実績を有する者。

水道事業または水道用水供給事業にかかる合計施設能力30,000 m<sup>3</sup>/日以上（配水ポンプ能力または1日最大計画配水量）の施設等維持管理・運転管理の業務実績

(9) 地域要件

滋賀県内に本店または契約委任のある支店・営業所を有すること。

(10) 従事者の資格基準

別紙業務仕様書第21条に規定する総括責任者、副総括責任者および技術員等を配置できること。

## 7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第7号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年7月28日(月) 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市上下水道事業所施設工務課管理係

電話 077-582-1128（直通） FAX 077-582-5780

電子メール [jogesuido@city.moriyama.lg.jp](mailto:jogesuido@city.moriyama.lg.jp)

(4) 回答方法

守山市上下水道事業所施設工務課管理係の窓口に掲載する。

(5) 回答日時

令和 7 年 7 月 31 日（木） 正午 予定

8 参加申込

(1) 参加申込みの方法

下記 9 企画提案書提出期日および作成方法等に規定する提案書を提出することによって参加申込みとする。

(2) プロポーザル方式の実施概要

提出された提案書で書類審査を行い、令和 7 年 8 月 20 日（水）以降に書類審査結果を通知し、書類審査通過者にはプレゼンテーションの実施を通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提案内容

- ・会社概要および財務状況について（任意様式）
- ・業務実績について（様式第 2 号）
- ・業務執行体制について（任意様式、図示すること）
- ・業務を安定して行う人的能力について（様式第 3 ～ 5 号）
- ・運転・保守点検等業務について（任意様式）
- ・緊急時等危機管理について（任意様式）
- ・見積書（様式第 6 号）
- ・その他提案事項

『安心安全な水道水の安定供給に資することができると思われる事項があれば提案すること』（任意様式）について提案してください。

(2) 提案書の様式および部数

- ・ 提案書（様式第 1 号）： 5 部
- ・ 業務実績表（様式第 2 号）： 1 部
- ・ 従業者（予定）に関する書類（様式第 3 ～ 5 号）
- ・ 業務の見積書（様式第 6 号）： 1 部

(3) 提出方法

持参による。（郵送等は不可）

(4) 提出期限

令和 7 年 8 月 18 日（月）正午まで

(5) 提出場所

守山市上下水道事業所施設工務課管理係

(6) 記入上の注意

- ・ 提出期限に遅れたものは失格とします。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とします。

10 プレゼンテーション審査の実施

提案に関するプレゼンテーション審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和 7 年 8 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分開始

(2) 場所

守山市役所 3 階 31・32 会議室

(3) 説明時間

30 分以内

(4) 質疑応答

10 分程度

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

11 審査方法

(1) 審査項目

別紙評価基準のとおり

(2) 審査スケジュール

上記 5 スケジュールの実施概要のとおり

(3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（200 点×評価者数）の 6 割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が 1 事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

12 審査結果

(1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和 7 年 8 月 29 日（金）

13 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

(2) 提出された全ての書類は、返却しない。

- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

#### 14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

#### 15 その他

##### (1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

##### (2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

##### (3) 参加申込み後の辞退

参加申込み後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

##### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市上下水道事業所施設工務課 担当：珠玖

電話 077-582-1128

FAX 077-582-5780

E-mail jogesuido@city.moriyama.lg.jp